

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ダイト株式会社			コード	4577
提出日	2026/8/6	異動（予定）日	2026/8/27		
独立役員届出書の提出理由	2026年8月27日開催の当社定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小松 紀美子	社外取締役	○													○		有
2	草野 弘子	社外取締役	○													○	新任	有
3	山本 一三	社外取締役	○													○		有
4	西能 淳	社外取締役	○													○		有
5	内田 稔	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		産業カウンセラー及び公認心理師として培った豊富な知識と経験を有しており、従業員の労務、メンタルヘルス対策及び職場環境の向上について、専門的かつ客観的な立場から有益な助言・提言を行うことが期待できます。また、上記a～lのいずれにも該当しないため、独立性が保たれていると判断し独立役員として指定しております。
2		医薬品業界において営業、マーケティング、流通及び経営の各分野で長年従事し豊富な経験と高い見識を有しており、医薬品サプライチェーン全体に関する深い知見と経営経験を活かして、独立した立場から当社の持続的成長及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献することが期待できます。また、上記a～lのいずれにも該当しないため、独立性が保たれていると判断し独立役員として指定しております。
3		弁護士として培われた専門的な知識、経験及び企業法務に関する豊富な見識を有しており、その知見を活かして独立した立場から当社経営に対する監督及び助言を行うことが期待できます。また、上記a～lのいずれにも該当しないため、独立性が保たれていると判断し独立役員として指定しております。
4		医療法人の経営者として培った知識、経験及び見識を有しており、その知見を活かして独立した立場から当社経営に対する監督及び助言を行うことが期待できます。また、上記a～lのいずれにも該当しないため、独立性が保たれていると判断し独立役員として指定しております。
5		国際金融に関する幅広い知見と豊富な経験及び高度な分析力を有しており、当社経営戦略に対する客観的な助言やコーポレート・ガバナンスの強化に資する適切な監督を行うことが期待できます。また、上記a～lのいずれにも該当しないため、独立性が保たれていると判断し独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。